

池田町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

北海道中川郡池田町

目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の法的根拠	2
4 計画の期間及び見直し	3
5 人口の推計	3
第2章 池田町の現状	
1 年齢別人口と世帯数	4
2 合計特殊出生率	4
3 保育と教育の状況	5
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	8
2 基本的な視点	8
第4章 子ども・子育て支援事業計画	
1 子ども・子育て支援新制度の支援内容	10
2 教育・保育提供区域の設定	11
3 教育・保育の量の見込と確保方策	12
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保	14
5 教育・保育の一体的提供及び 教育・保育の推進に関する体制の確保	18
6 産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	19
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する道との連携	19
8 労働者の職業生活と家庭生活の 両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	19
第5章 次世代育成行動計画	
1 地域における子育て支援	20
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	25
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	29
4 子育てを支援する生活環境の整備	34
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等	38
6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	39
7 子どもの安全の確保	40
8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	43

はじめに

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の方たちから、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっています。そのため、子育てに対する親の不安や負担も増えており、子育てに関する支援体制の構築が重要になっています。

このような状況のもと、池田町第4次総合計画及び池田町次世代育成行動計画により、安心して子どもを産み育てられる地域づくりの実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

また、平成25年には子育ての総合的な運用を図るため、業務の中核となる、子育て支援係を保健福祉課内に設置し、さらなる推進に努めてきました。

子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、幸せになってくれることが、親の願いでもあり社会全体の願いです。この願いを叶えるためにも、本計画を着実に実行し、子育て支援体制の構築を図っていきます。

最後に、計画策定にあたりご意見を頂いた池田町子ども・子育て会議の皆様、アンケート調査にご協力していただいた皆様に感謝申し上げます。

平成27年3月

池田町長 勝井勝丸

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

わが国は少子・高齢化が進み平成17年には死亡数が出生数を上回り、人口減少社会を迎えています。

加速する少子化に対し国は平成15年に「次世代育成対策推進法」を制定し、総合的な政策を推進してきました。また同時期に制定された「少子化対策基本法」に基づき、平成16年に長期的な少子化に対処するための「少子化社会対策大綱」が示されるなど、様々な取組が実施されていきました。しかし、加速する少子化は歯止めがかからず、その間に都心部では待機児童が問題となるなど、子育て環境の課題が深刻化してきました。

平成22年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て新システム検討会議が設置され、幼保一体化を含む次世代育成のための包括的・一元的なシステムの構築について、検討が始まりました。

その後、平成24年8月に子どもを生み育てやすい社会を目指して新たな子ども・子育て支援制度が創設され、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これにより、市町村は幼児期の教育・保育、子育て支援の量の確保と質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援策を実施していくこととなります。

子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体化した子どもに関する総合的な計画として策定し、子育てを社会全体で支援する環境づくりに向け計画的に実施します。

2 計画の位置づけ

(1) 各種計画との調和

池田町第4次総合計画の基本構想に沿い、「いきいき はつらつ 安心のまちづくり」を目標に、保健・医療・福祉・子育て支援の充実を図っていきます。

(2) 北海道との連携

北海道が策定する「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」との整合性を図るために連携を図っていきます。

3 計画の法的根拠

(1) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条

(2) 次世代支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条

4 計画の期間及び見直し

計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済の状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 人口の推計

池田町の人口は依然減少傾向にあります。

第4次総合計画では平成32年の人口を6,530人と推計し、各種施策展開により目標人口を6,800人としています。

当計画は第4次総合計画の目標人口にあわせ設定し、サービスの見込量を算出していきます。

【計画期間における年齢別人口】

年 齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	32	31	29	29	28
1歳	34	33	33	31	31
2歳	35	35	35	34	33
3歳	41	33	34	33	33
4歳	26	40	33	33	33
5歳	34	27	43	34	35
6歳	31	32	25	39	32
7歳	44	33	35	28	44
8歳	46	45	35	36	29
9歳	46	47	47	36	38
10歳	56	47	49	48	38
11歳	55	55	47	48	48
計	480	458	445	429	422

〔人口の算出の手順〕

1. 住民基本台帳の過去5年の人数を基にコーホート法で算出。
2. 第4次総合計画の目標人口にあわせ人口を上乗せ。

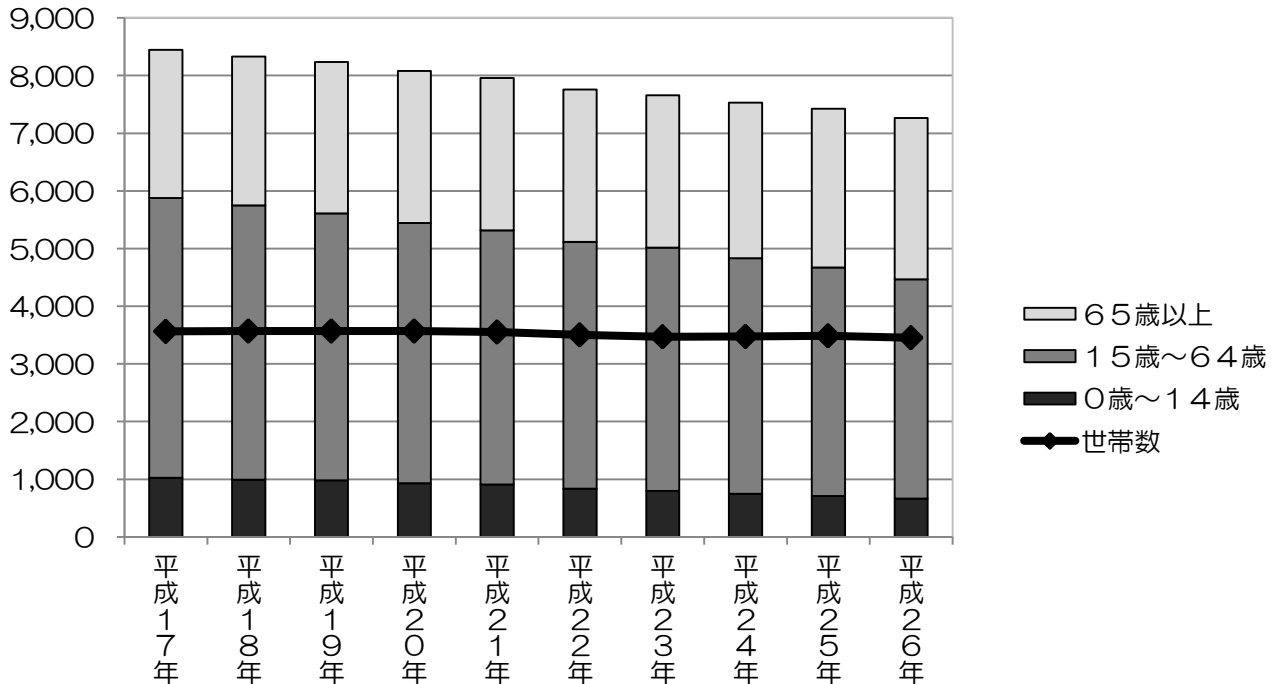
平成31年で約5%の人口を上乗せ。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
単純推計 (コーホート法)	480	458	435	417	400
総合計画の目標 にあわせ上乗せ			+10	+12	+22

第2章 池田町の現状

1 年齢別人口と世帯数

平成26年9月30日現在の住民基本台帳による総人口は7,263人で、平成17年と比較すると1,182人の減となります。また、平成26年の世帯数は3,455世帯で緩やかに減少しています。



2 合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値として使用され、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものです。

平成20年～平成24年の数値では、池田町は十勝管内で最下位となっています。

	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
全国	1.36	1.31	1.38
北海道	1.24	1.19	1.25
十勝	1.45	1.41	1.48
池田町	1.46	1.34	1.26

3 保育と教育の状況

(1) 幼稚園・保育所の児童数

	施設名	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成21年	カトリック幼稚園		8	3	8	19
	池田保育園	25	23	41	39	128
	北部地域保育所					14
	計	25	31	44	47	161
平成22年	カトリック幼稚園		10	11	3	24
	池田保育園	24	29	31	39	123
	北部地域保育所					14
	計	24	39	42	42	161
平成23年	カトリック幼稚園		12	14	12	38
	池田保育園	26	25	27	29	107
	北部地域保育所		5	2	3	10
	計	26	42	43	44	155
平成24年	カトリック幼稚園		8	11	14	33
	池田保育園	27	21	27	28	103
	北部地域保育所	2	1	5	2	10
	計	29	30	43	44	146
平成25年	カトリック幼稚園		9	8	11	28
	池田保育園	25	20	22	28	95
	北部地域保育所	4	1	1	5	11
	計	29	30	31	44	134
平成26年	カトリック幼稚園		7	13	7	27
	池田保育園	32	16	23	23	94
	北部地域保育所	3	4	1	1	9
	計	35	27	37	31	130

(2) 小学校の児童数

単位：校、学級、人（学校基本調査）

年次	学校数	特別支援 学級	総学級数	児童数	男	女	児童数 /学級	児童数 /教員
50	12	1	56	1,219	614	605	21.8	16.5
55	12	1	58	1,144	561	583	19.7	13.6
60	12	2	52	1,021	549	472	19.6	13.6
63	10	3	49	866	458	408	17.7	12.6
H1	10	3	48	841	436	405	17.5	12.0
2	9	3	46	760	393	367	16.5	11.2
3	9	2	42	678	338	340	16.1	10.9
4	9	3	43	654	324	330	15.2	10.1
5	9	6	47	646	301	345	13.7	9.2
6	9	6	43	606	273	333	14.1	9.2
7	4	6	32	592	271	321	18.5	12.6
8	4	5	31	576	275	301	18.6	12.8
9	3	6	28	550	268	282	19.6	13.1
10	3	6	28	520	255	265	18.6	12.7
11	3	4	25	507	252	255	20.3	13.0
12	3	4	25	491	250	241	19.6	12.9
13	3	4	25	498	250	241	19.9	13.1
14	3	4	26	490	243	247	18.8	12.0
15	3	4	25	486	247	239	19.4	12.1
16	3	3	24	478	237	241	19.9	12.6
17	3	3	23	467	229	238	20.3	11.7
18	3	4	23	455	216	239	19.8	11.4
19	3	4	23	433	210	223	18.8	11.7
20	3	5	22	397	194	203	18.0	10.7
21	3	7	24	389	184	205	16.2	10.0
22	3	7	24	370	182	188	15.4	9.5
23	3	8	22	346	169	177	15.7	9.6
24	3	8	23	335	165	170	14.6	8.8
25	3	8	23	315	161	154	13.7	8.3
26	3	9	24	308	156	152	12.8	7.7

(3) 中学校の生徒数

単位：校、学級、人（学校基本調査）

年次	学校数	単式 学級	複式 学級	特別支 援学級	総学 級数	生徒数	男	女	生徒数 /学級	生徒数 /教員
50	2	16		1	17	640	318	322	37.6	18.8
55	2	15		1	16	542	273	269	33.9	16.9
60	2	15		1	16	581	295	286	36.3	18.2
63	2	14		2	16	477	261	216	29.8	13.6
H1	2	14		2	16	453	256	197	28.3	13.3
2	2	14		2	16	435	236	199	27.2	12.4
3	2	14		3	17	422	222	200	24.8	11.7
4	2	14		3	17	408	207	201	24.0	11.3
5	2	13		2	15	383	200	183	25.5	11.3
6	2	12		1	13	362	192	170	27.8	12.5
7	2	12		1	13	359	191	168	27.6	11.6
8	2	11		2	13	324	162	162	24.9	10.5
9	2	11		2	13	299	137	162	23.0	9.1
10	2	11		2	13	290	126	164	22.3	9.7
11	2	11		2	13	292	124	168	22.5	9.7
12	2	11		2	13	285	129	156	21.9	9.2
13	2	11		2	13	272	129	143	20.9	9.1
14	2	10		0	10	245	127	118	24.5	9.1
15	2	9		1	10	231	123	108	23.1	9.2
16	2	7	1	2	10	216	112	104	21.6	9.4
17	2	7	1	3	11	221	111	109	20.1	9.6
18	2	8	1	2	11	220	112	108	20.0	8.8
19	2	8	1	2	11	236	124	112	21.5	9.8
20	2	9	1	2	12	244	126	118	20.3	8.7
21	2	9	1	3	13	253	125	128	19.5	8.7
22	2	7	1	3	11	223	101	122	20.3	8.3
23	2	8	1	3	12	222	112	110	18.5	7.9
24	1	6		3	9	207	97	110	23.0	10.4
25	1	6		3	9	195	107	88	21.7	9.8
26	1	6		3	9	164	79	85	18.2	8.6

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、職場その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければなりません。

池田町は「いきいきはつらつ 心うるおう 住みよい町 いけだ」(第4次総合計画)を基本に、子どもからお年寄りまで、だれもが笑顔でいつまでも住み続けたいと思える町づくりを進めています。

2 基本的な視点

● 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

● 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

● サービス利用者の視点

核家族化や過疎化に伴う社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。個別のニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要です。

● 社会全体による支援の視点

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、国及び地方公共団体をはじめ、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

● 仕事と生活の調和の実現の視点

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現が求められます。国及び地方公共団体や企業を始め関係者が連携して進め、自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

● 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

少子化対策は「子育て支援」「働き方改革」を中心に取り組んできましたが、新たに「結婚・出産支援」を対策の柱とし、推進していかなければなりません。少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫のもと、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが重要です。

● **全ての子どもと家庭への支援の視点**

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等に十分対応できるよう、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進める事が重要です。

● **地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点**

地域においては、子育てに関する活動を行うNPOや団体だけではなく、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等の人材もいます。加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

● **サービスの質の視点**

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが重要です。

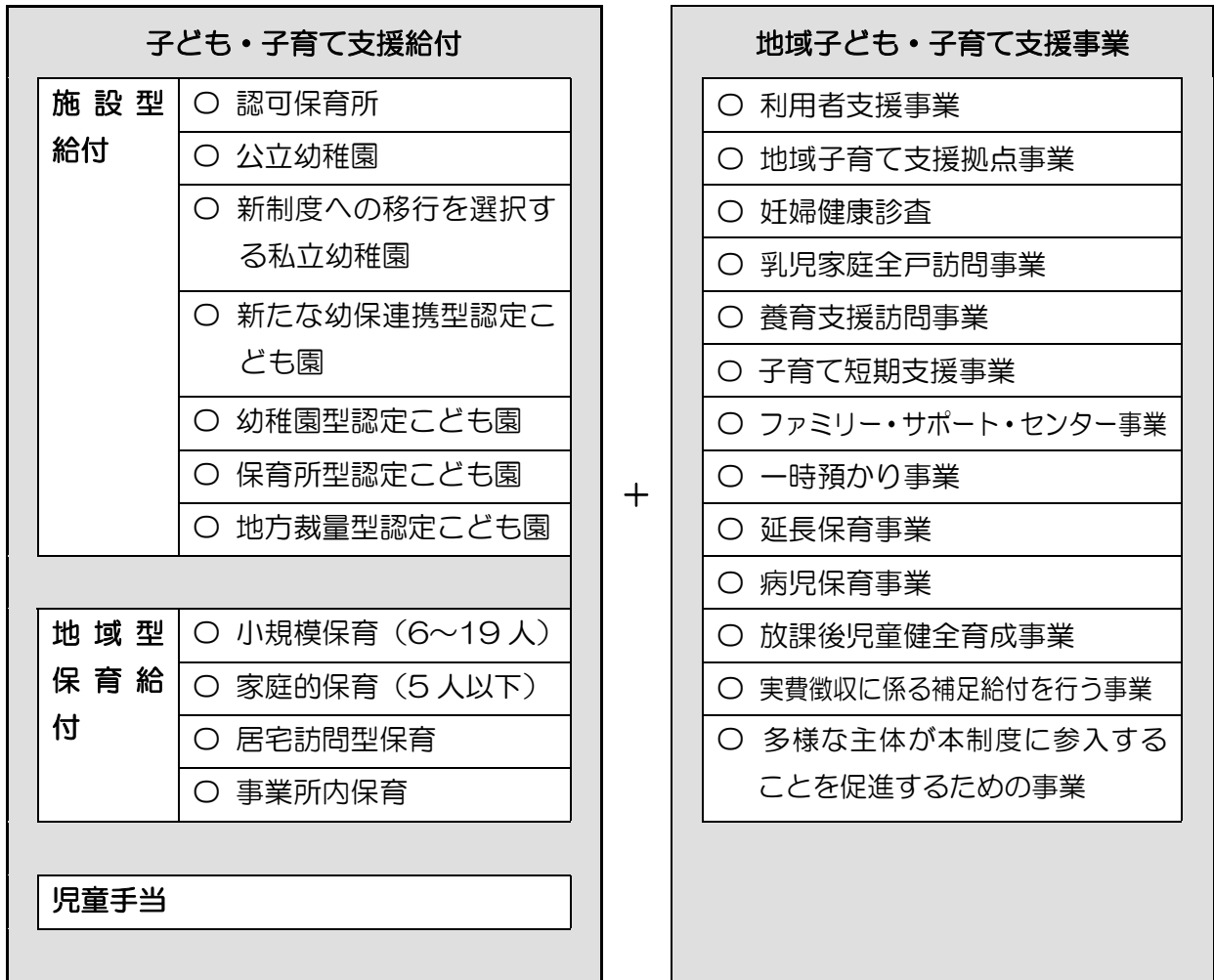
● **地域特性の視点**

地域の人口や産業及び社会資源など、その特性は様々であるため、町が地域の実情を把握し、主体的な取組を進めていくことが必要です。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度の支援内容

平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度は、大きく2つの事業に分けられます。



2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情等を総合的に勘案し設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策を記載することになっています。

区 域	該 当 事 業	考 え 方
町全域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所・幼稚園・認定こども園 ■ 子育て短期支援事業 ■ 地域子育て支援拠点事業 (池田町子どもセンター) ■ 一時預かり事業 ■ 病児保育事業 ■ 利用者支援事業 ■ 乳児全戸訪問事業 ■ 養育支援訪問事業 ■ 延長保育事業 ■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 	町内全域で対応します。
小学校区 (2区域)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後児童健全育成事業 (学童保育所) 	池田小学校と利別小学校の校区に分かれます。

3 教育・保育の量の見込と確保方策

平成26年度で施設利用に対する待機児童はいません。しかし、0歳・1歳の入所が増加傾向にあるため、受入を確保するためには保育士等の人材確保が課題となってきます。

		平成27年度						平成28年度							
		1号		2号		3号		計	1号		2号		3号		計
		教育	(教育)	保育	保育	教育	(教育)		保育	保育					
		3~5歳		0歳	1・2歳	3~5歳		0歳	1・2歳						
量の 見込	利用量	27	4	69	11	33	144	27	4	68	11	32	142		
	広域(受託)	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
	計	27	4	70	11	33	145	27	4	68	11	32	142		
確保 の 内容	特定教 育・保育 施設	認定こども園	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	
		幼稚園						0	27	4				31	
		保育所			62	11	31	104			61	11	30	102	
	特定地域 型保育事 業	小規模保育				—	—	0				—	—	0	
		家庭的保育				—	—	0				—	—	0	
		居宅訪問型保育				—	—	0				—	—	0	
		事業所内保育				—	—	0				—	—	0	
	新制度 対象外	幼稚園	27	4				31						0	
		認可外保育施設 (北部地域保育所)			8	0	2	10			7	0	2	9	
	計		27	4	70	11	33	145	27	4	68	11	32	142	

		平成29年度						平成30年度							
		1号		2号		3号		計	1号		2号		3号		計
		教育	(教育)	保育	保育	教育	(教育)		保育	保育					
		3~5歳		0歳	1・2歳	3~5歳		0歳	1・2歳						
量の 見込	利用量	29	5	71	10	32	147	26	4	63	10	31	134		
	広域(受託)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	29	5	71	10	32	147	26	4	63	10	31	134		
確保 の 内容	特定教 育・保育 施設	認定こども園	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	
		幼稚園	29	5				34	26	4				30	
		保育所			66	10	32	108			61	10	31	102	
	特定地域 型保育事 業	小規模保育				—	—	0				—	—	0	
		家庭的保育				—	—	0				—	—	0	
		居宅訪問型保育				—	—	0				—	—	0	
		事業所内保育				—	—	0				—	—	0	
	新制度 対象外	認可外保育施設 (北部地域保育所)			5	0	0	5			2	0	0	2	
		計	29	5	71	10	32	147	26	4	63	10	31	134	

		平成31年度						
		1号	2号		3号		計	
		教育	(教育)	保育	保育			
		3~5歳			0歳	1・2歳		
量の 見込	利用量	26	4	61	10	30	131	
	広域(受託)	0	0	0	0	0	0	
	計	26	4	61	10	30	131	
確保 の 内容	特定教 育・保育 施設	認定こども園	—	—	—	—	—	0
		幼稚園	26	4				30
		保育所			61	10	30	101
	特定地域 型保育事 業	小規模保育				—	—	0
		家庭的保育				—	—	0
		居宅訪問型保育				—	—	0
		事業所内保育				—	—	0
	新制度 対象外	認可外保育施設 (北部地域保育所)			0	0	0	0
計		26	4	61	10	30	131	

※ 特定地域型保育事業は池田町にはありません。
計画期間中の新規取組は予定していません。

【参考：特定地域型保育事業】

- 小規模保育 定員6～19人の小規模保育。
- 家庭的保育 定員5人以下の小規模保育。
- 居宅訪問型保育 いわゆるベビーシッター。特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応。
- 事業所内保育 病院や企業が主に従業員の子を預かるために運営。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見 込	確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
	実施主体	池田町子育て支援係				
	確保方策の考え方	【新規】関係機関との連絡調整等が必要であり、池田町保健福祉課子育て支援係を窓口とします。				

(2) 地域子育て支援拠点事業

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業です。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実 績	延べ人数	1,456	1,514	1,356	2,081	1,666
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見 込	量の見込（延べ人数）	1,524	1,488	1,452	1,416	1,380
	確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
	実施主体	池田町子どもセンター				
	確保方策の考え方	利用希望者全件の受入を想定します。				

(3) 妊婦健診事業

池田町では妊婦の健康管理上必要とされている14回分の妊婦健康診査及び6回分の超音波検査の費用助成を実施しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実 績	延べ件数	519	640	683	626	589
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見 込	量の見込（件）	640	620	580	580	560
	確保の内容（件）	640	620	580	580	560
	実施主体	池田町保健推進係				
	確保方策の考え方	対象者に対し全件実施します。				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	訪問件数	38	37	50	35	33
見		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込 (件)	32	31	29	29	28
	確保の内容 (件)	32	31	29	29	28
込	実施主体	池田町保健推進係				
	確保方策の考え方	対象者に対し全件実施します。				

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための事業です。

実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	訪問件数	15	28	12	23	21
見		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込 (件)	30	30	30	30	30
	確保の内容 (件)	30	30	30	30	30
込	実施主体	池田町保健推進係・池田町子育て支援係				
	確保方策の考え方	対象者に対し全件実施します。				

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

確保方策の考え方	実施の見込はありませんが、関係機関の連携は別途対応します。
----------	-------------------------------

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養育施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

確保方策の考え方	利用見込はありませんが、状況に応じて期間内の実施も想定されます。
----------	----------------------------------

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

見 込		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込 (件)		210	210	210	196
確保方策の考え方	実施の見込はありませんが、状況に応じて計画期間内の実施も想定されます。(見込量は一時預かり事業の内数)					

(8) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、主として昼間に保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。実際に利用してる方以外に「何かあった時には預けたい」と思っている方が多く、実績と比較して見込量が多くなっています。

(ファミリー・サポート・センターの見込量も含まれています。)

実 績		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	池田保育園 (延べ人数)		168	241	197	163
見 込		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込 (延べ人数)	1,583	1,560	1,625	1,520	1,512
	カトリック幼稚園	334	330	364	330	334
	池田保育園	1,249	1,230	1,261	1,190	1,178
	確保の内容(延べ人数)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	カトリック幼稚園	400	400	400	400	400
	池田保育園	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ カトリック幼稚園は通園児を対象としています。利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。 ○ 池田保育園は在園児でなくても利用可能です。利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。 					

(9) 延長保育事業(時間外保育)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込 (実人数)	14	13	14	13	13
確保の内容(実人数)	14	13	14	13	13
実施主体	池田保育園				
確保方策の考え方	【新規】受入の基本時間を8時30分~16時30分までとし、それを超える利用の「時間外保育」に対応します。				

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込（延べ人数）	157	156	162	152	151
確保の内容（延べ人数）	—	156	162	152	151
実施主体	池田保育園				
確保方策の考え方	【新規・検討】早くて平成28年度からの実施に向け検討します。				

(11) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、児童館や学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	池田学童保育所	43	45	32	23	17
	利別学童保育所	29	33	29	23	12
見込		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込（人）	75	75	75	75	75
	池田学童保育所	45	45	45	45	45
	利別学童保育所	35	35	35	35	35
	確保の内容（人）	100	100	100	100	100
	池田学童保育所	60	60	60	60	60
	利別学童保育所	40	40	40	40	40
確保方策の考え方	利用希望者全件の受入を確保します。					

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。

確保方策の考え方	【新規】カトリック幼稚園が新制度移行した時から実施。
----------	----------------------------

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策の考え方	実施の見込はありません。
----------	--------------

5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

- ・子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握したうえで、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、それぞれの実情や移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進します。
- ・幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や県において財政支援メニューがある場合には、当該事業の活用も検討していきます。

(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- ・将来的には、すべての特定教育・保育施設が認定こども園となり、保護者が就労に関わらず、どこの施設でも選択できる環境となることが望ましいです。

(3) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方とその推進方策

- ・私立幼稚園、私立保育所に対しては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、新制度への移行を支援していきます。
- ・幼児期の学校教育・保育について、有識者、事業者（実務者）、保護者代表者及び行政等による情報交換会や推進方策等の研究を推進し、当町に育った子どもたちへの質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めていきます。
- ・支援を必要とする子どもに対しては、池田町障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めていきます。
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実施します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

- ・全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を保障するとともに、関連する諸制度との連携を図り、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障していきます。
- ・それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産から切れ目のない支援を行っていきます。
- ・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭にそれぞれの子どもや家庭状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行っていきます。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携の推進方策

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業所など定期的に連絡会を開催するなど、密接な連携に努めます。また、情報を共有し、協力体制を図っていきます。

(6) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進方策

- ・幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所は、幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めていきます。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 産後休業及び育児休業期間満了時から円滑な利用を確保します。
- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する道との連携

- 児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

8 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 保育所や学童保育所をはじめ、放課後児童の居場所を確保し、安心して働ける環境を整えていきます。
- 本町は仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、北海道、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第5章 次世代育成行動計画

1 地域における子育て支援

世帯構造の変化と地域のつながりや共同意識の希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの健やかな成長への影響が心配されています。

また、核家族化などで子育ての実践的な知識・方法や地域のつながりが持てないなど、子育てに悩みや不安を抱える親が増えている状況であり、保育所の果たすべき役割や保育サービス・子育て支援体制・家族支援を充実し、地域全体で子育てを支え合う環境をつくる必要があります。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域における様々な子育て支援サービスの充実を進めるとともに、子育て支援事業が着実に実施できるよう、情報の提供、相談及び助言等の取組を進めます。あわせて、経済的支援を行います。

子ども・子育て支援事業計画に従い、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

事業名	出産祝い金	(子育て支援係)
概要	<p>子どもを安心して産み・育てられる環境をつくるため、経済的な支援を行います。</p> <p>〔支給内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1・2子の出産 50,000円 ○第3子の出産 100,000円 ○第4子以降の出産 300,000円 	
目標	【新規】 平成27年度から取組、継続して実施していきます。	

事業名	育児支援金	(子育て支援係)
概要	<p>子どもたちの誕生を祝い、健全な発育を応援するとともに、安心して子どもを育てられる環境をつくるため、経済的な支援を行います。</p> <p>〔支給内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○満1歳の誕生日を迎えた児童 50,000円 ○満2歳の誕生日を迎えた児童 50,000円 	
目標	【新規】 平成27年度から取組、継続して実施していきます。	

事業名	おむつシール	(環境生活係)
概要	おむつ処理に係る手数料の援助として「紙おむつ専用シール」を対象月齢に応じた枚数を配布します。シール1枚を45リットル以下の袋に貼り、燃えるごみで処理。 〔支給内容〕 ○満3カ月に達する日までの者 100枚 ○満3カ月未満から満6カ月に達するまでの間にある者 75枚 ○満6カ月未満から満1歳に達するまでの間にある者 50枚 ○満1歳から満1歳6カ月に達するまでの間にある者 25枚	
実績 (平成25年度)	支給枚数：3,785枚	
目標	継続して実施します。	

(2) 保育サービスの充実

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育所を利用する市民のニーズは多様化しています。このため、子育てをしている人が安心して働くことができるよう多様なニーズに応じて、広く市民が利用しやすい保育所等でのサービスの提供に努めます。子ども・子育て支援事業計画に従い、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

事業名	障がい児保育	(池田保育園)
概要	障がい児の状態や施設側の設備等に関する問題等を考慮しながら、可能な限り受入に努めていきます。	
実績 (平成26年度)	対象児童 5名(池田保育園)	
目標	継続して実施します。	

事業名	障がい児保育事業費交付金	(子育て支援係)
概要	障がい児を受け入れる保育所に交付金を支給し、円滑な運営を確保します(新制度移行後の幼稚園も対象)。 平成27年度から対象者の範囲を拡大して対応します。	
実績 (平成26年度)	池田保育園に交付しています。	
目標	継続して実施します。	

事業名	北部地域保育所運営補助	(子育て支援係)
概要	北部地域の児童の保育機会を確保し、保護者に安定した就労環境の確保と児童の健全育成を図るため、運営費を補助します。	
実績 (平成25年度)	北部地域保育所に支給しています。	
目標	今後の運営について協議していきます。	

事業名	みなし寡婦控除	(子育て支援係)
概要	税法上の寡婦(夫)控除の対象とならない婚姻歴のないひとり親世帯に、寡婦(夫)控除された者と同様に控除を行い保育料(保育所、新制度移行後の幼稚園)の算定を行います。	
目標	【新規】平成27年度から取組、継続して実施していきます。	

事業名	多子世帯に対する経済的負担の軽減	(子育て支援係)
概要	小学3年生までの兄・姉を有する世帯の児童の保育所や幼稚園(新制度移行後)などの保育料等を減免し、多子世帯の経済的な負担を軽減します。 〔軽減内容〕 ・第2子目の保育料が半額 ・第3子目以降の保育料が無料	
実績 (平成25年度)	保育所は同時入所児童だけをカウント 幼稚園は入所児童から小学3年生までをカウント	
目標	【新規】平成27年度から保育所の対象範囲を拡大します。 (保育所の対象範囲のみ拡大)	

※子育て事業と多くの項目が重複します。該当する事業はつぎのとおりです。

項目	内容 (詳細記載ページ)	実施の有無
子ども・子育て支援給付		
特定教育・保育施設	・認定こども園 (P12)	検討
	・保育所 (P12)	継続
特定地域型保育事業	・小規模保育 (P12)	無
	・家庭的保育 (P12)	無
	・居宅訪問型保育 (P12)	無
	・事業所内保育 (P12)	無
地域子ども・子育て支援事業	・ファミリー・サポート・センター事業 (P16)	無
	・一時預かり事業 (P16)	継続
	・延長保育事業(時間外保育) (P16)	新規
	・病児保育事業 (P17)	検討

(3) 子育て支援ネットワークづくり

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等の取組を進めます。

事業名	子育てガイドブック	(子育て支援係)
概要	子育て支援サービス等をまとめた、ガイドブックを配布しています。 町のホームページにも掲載しています。	
実績 (平成26年度)	422世帯に配布	
目標	記載内容の見直しを行いながら、継続して実施します。	

(4) 子どもの健全育成

すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

ア 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりが求められています。

事業名	学童保育所 〔再掲：放課後児童健全育成事業〕	(子育て支援係)
概要	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、児童館や学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。 池田学童保育所と利別学童保育所があります。 平成27年度から対象児童が小学1～3年生から小学1～6年生までになります。	
実績 (平成25年度)	池田学童保育所 年度末利用者数 17名 利別学童保育所 年度末利用者数 12名	
目標	継続して実施し、利用希望者の全件の受入ができるよう努めます。	

事業名	学童保育の一時保育	(子育て支援係)
概要	保護者のやむを得ない事情により一時的に学童保育所を利用する、一時保育を実施しています。 平成27年度から対象児童が小学1～4年生から小学1～6年生まで拡大されます。	
実績 (平成25年度)	延べ利用児童数：16人 延べ利用回数：191回	
目標	継続して実施し、利用希望者の全件の受入ができるよう努めます。	

事業名	児童館	(子育て支援係)
概要	子どもの安全で健やかな居場所を確保し、遊びを通して子どもの能力の発達を援助する。	
目標	設置について検討します。	

事業名	放課後子ども教室	(教育委員会)
概要	子どもの安全で健やかな居場所を確保し、勉強やスポーツ・文化活動等を提供します。	
目標	平成27年度から試行的に実施します。	

イ 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があることから、厚生労働省と文部科学省により、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

ここでは、「放課後子ども総合プラン」に市町村次世代育成行動計画に盛り込むべき内容とされている以下の点についてまとめて記載します。

	放課後児童クラブ (学童保育所)	放課後子ども教室
目標事業量 (平成31年度)	池田学童保育所 60名 利別学童保育所 40名	設定なし
放課後子ども教室の 整備計画		施設等の整備予定は無いが、 平成27年度から試行的な実施を行います。
小学校の余裕教室活用の方策	池田学童保育所⇒活用済み 利別学童保育所⇒単独施設	余裕教室の活用を想定しています。
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	延長は想定していません。 〔現在の開所時間〕 ・通常保育 下校時～18:30 ・1日保育 8:00～18:30	
教育委員会と福祉部局の 具体的連携に関する方策	効果的かつ継続的な運用ができるよう、子ども達の放課後の過ごし方やニーズ等を把握し、関係部局が共通の理解と情報の共有を図り取り組んでいきます。	

(5) 地域における人材育成

保育士をはじめ保育従事者の確保が課題となっています。安定したサービスを提供するために、人材育成が必要です。

事業名	子育て支援員の普及	(子育て支援係)
概要	育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援分野に従事するための必要な研修を提供します。	
目標	北海道と連携しながら進めていきます。	

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

近年、本町では随時の個別相談内容が、虐待・配偶者等からの肉体的・精神的・性的な暴力・引きこもり、長期不登校等複雑化してきており、問題に的確に対応できる人材の確保や各機関との連携が必要になってきています。

このような現状から「安心」「感動」「満足」のできる妊娠・出産・育児のため、支援体制の整備を目指し、母子手帳発行時から始まる地域母子保健の流れの中で、医療との連携を考慮した連続的な関わりを展開し、ライフサイクルに合わせて一貫した支援ができるよう努めています。

また、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要になっていきます。

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子健康手帳発行、パパママ教室、新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。特に、親の育児不安の解消等を図るため、赤ちゃんルームこあ、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の充実を図ります。

事業名	母子健康手帳の発行	(保健推進係)
概要	妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳の発行を行うとともに、妊娠中の保健・栄養指導を行います。	
実績 (平成25年度)	対象人数：30人	
目標	継続して実施します。	

事業名	妊婦健康診査の助成	(保健推進係)
概要	妊婦が安心して健診を受けられるよう助成を行います。	
実績 (平成25年度)	延べ利用件数：589件	
目標	継続して実施し、対象者が適切な時期に受診できるように努めます。	

事業名	パパママ教室	(保健推進係)
概要	パートナーや他のパパやママと交流を深めながらお友達を作ったり、妊娠・出産・育児について一緒に考える教室です。	
実績 (平成25年度)	実施回数：5回	
目標	継続して実施します。	

事業名	赤ちゃんルームこあら	(保健推進係)
概要	育児の悩みを共感しあい相談する仲間づくりの場として、妊娠中から満1歳未満の乳児と保護者を対象とした集いの場を開催します。あわせて、体重測定や育児相談を行います。	
実績 (平成25年度)	実施回数：23回	
目標	月1～2回を目標に継続して実施します。	

事業名	乳幼児健康診査事業	(保健推進係)
概要	身体計測・問診・診察などで、心身・運動・精神の発達確認を行っています。生活習慣の自立への育児支援を行い、乳児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。 〔健診の種類〕 4カ月健診、10カ月健診、1歳半健診、3歳健診	
実績 (平成25年度)	実施回数：10回	
目標	継続して実施し、対象者全件の実施に努めます。	

事業名	任意予防接種	(保健推進係)
概要	経済的な負担を軽減し、児童の健やかな成長を促進するため、予防接種費用を助成します。 〔任意予防接種の種類〕 インフルエンザ、おたふくかぜ	
実績 (平成25年度)	任意予防接種：914件（平成25年度は水ぼうそうワクチンも対象）	
目標	平成27年度からインフルエンザの対象者の範囲を拡大します。 継続して実施し、利用希望者の全件の実施に努めます。	

事業名	歯科健診及びフッ化物事業	(保健推進係)
概要	満1歳6カ月から7歳未満の幼児を対象に、歯科健診・歯みがき指導、フッ素塗布（希望者のみ）、フッ化物洗口（希望者のみ）を行っています。	
実績 (平成25年度)	歯科健診 実施回数：4回 フッ素塗布 実施件数：106件 フッ化物洗口（池田保育園・北部地域保育所） 実人数：53人	
目標	平成27年度からフッ化物洗口の実施を拡大（カトリック幼稚園）し、継続して実施します。	

事業名	健康相談事業	(保健推進係)
概要	電話・来所・訪問等で随時、相談（保健師等が対応）を実施しています。母子の心身の不安を解消します。	
実績 (平成25年度)	○妊婦・育児相談 81回 延べ 128人 ○6カ月相談 12回 延べ 33人 ○母子電話相談 65回 延べ 65人	
目標	継続して実施します。	

事業名	特定不妊治療費助成事業	(保健推進係)
概要	特定不妊治療に係る費用の一部を助成します。 〔対象〕体外受精、顕微授精	
目標	継続して実施します。	

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識を養い、あわせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るため、関係機関が連携し次世代を担う子どもたちに生き方としての生と性のあり方を考えられるような支援に努めます。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家との連携、地域における相談体制の充実等を進めます。

事業名	性教育・喫煙・飲酒・薬物等に関する教育の実施	(教育委員会) (保健推進係)
概要	学校や地域において、自他の生命を尊重し、個人の生活での健康や安全に関する理解を深めるための教育・支援が必要です。学校や家庭等と協力し、幼児・児童・生徒及び保護者に対する教育や支援を実施します。	
目標	継続して実施します。	

(3) 「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供、指導等を積極的に推進します。

事業名	食育教室	(保健推進係)
概要	保育所や幼稚園で栄養教育を開催しています。	
実績 (平成25年度)	実施回数：6回	
目標	継続して実施します。	

事業名	子育てハッピークッキング	(保健推進係)
概要	育児中の方を対象に、栄養に関する講話と調理実習を行っています。	
実績 (平成25年度)	実施回数：2回	
目標	継続して実施します。	

(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

母子保健に携わる者は、日常の様々な活動を通じて関係機関の連携を有機的なものとするとともに、地域におけるネットワークの構築と成熟の努力が重要です。

(5) 小児医療の充実

町内の小児医療の充実・確保は安心して子どもを生み育てる基盤となることから、関係機関と連携し情報提供等、積極的に取組めます。

事業名	内科医・小児科医の充実	(保健福祉課)
概要	町内の「十勝いけだ地域医療センター」に小児科があり、地域小児医療の中核施設となっています。	
目標	継続実施に努めます。	

事業名	乳幼児等医療費助成事業	(保険係)
概要	疾病の早期発見、早期治療により家庭における生活の安定に寄与することを目的に、小学校入学前までの医療費自己負担分無料化、小学生は入院費の助成など助成制度を継続します。	
実績 (平成25年度)	助成件数：3,298件 受給者数：214人	
目標	継続して実施します。	

事業名	子ども医療費助成事業	(保険係)
概要	小・中学生の医療費の自己負担を全額助成します。 小中学生の入院及び外来、さらに乳幼児等医療費、重度心身障害医療費及びひとり親家庭等医療費の助成対象外部分を含め、医療費助成を行うことで、中学生以下の医療費無料化を実施しています。	
実績 (平成25年度)	助成件数：4,163件 受給者数：794人	
目標	継続して実施します。	

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

幼児期は、人間として生きていく基礎を形成する重要な時期です。幼児の心身の健全な発達を目指し、保護者の学習機会の拡充や幼児教育に対する情報提供、啓発活動などにより、学習意欲の向上を図ります。

また、家庭でのさまざまな問題については、学校、子どもセンター（子育て支援センター）などの関係機関や団体との連携により、幼児教育の環境づくりに努めます。

(1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。

ア 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。

事業名	総合的な学習の時間等における地域人材等の活用	(教育委員会)
概要	学校支援地域本部を立ち上げ、ボランティアの活動を推進し、学校教育活動の充実を図ります。また、地域の人材を積極的に活用し、学校を支援する取組を進めます。	
目標	継続して実施します。	

事業名	児童・生徒指導	(教育委員会)
概要	PTAや小中学校との連携を通して、生徒指導交流会等の情報交流を密に行うなど、支援体制の整備を図り、児童・生徒一人ひとりの豊かな心と健やかな身体の育成に努めます。 また、町の生活安全推進委員会、主任児童委員など地域として積極的に児童・生徒指導の側面支援に努めます。	
目標	継続して実施します。	

事業名	高等学校進学への支援 北海道池田高等学校との連携	(教育委員会) (企画財政課)
概要	地域と高校の連携を深め地域も学校を支えていく支援体制の充実を図ります。	
目標	継続して実施します。	

イ 豊かな心の育成

豊かな心を育むため多様な体験活動等の提供が必要です。

事業名	派遣事業	(教育委員会)
概要	子ども達を道外に派遣し、派遣先の歴史、生活、文化等を視察・研修を行い、その地域の人々との交流や様々な体験、団体生活などを通じて、池田町を担う次世代の人材育成を図ります。	
目標	平成27年度より派遣事業を実施します。	

事業名	わんぱく体験塾	(教育委員会)
概要	様々な体験活動事業を開催し、自主性、協調性、創造力、実践力を養い、心豊かでたくましい子どもの育成を図っています。	
実績 (平成25年度)	実施回数：10回	
目標	継続して実施します。	

事業名	通学合宿	(教育委員会)
概要	子どもたちが家庭から離れコミュニティセンター等で一定期間宿泊しながら通学し、炊事や掃除など共同生活を通して、自立心・協調性を高めるとともに、望ましい生活習慣の定着を図ります。	
実績 (平成25年度)	実施回数：1回	
目標	継続して実施します。	

ウ 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣や肥満の増加などが課題となっています。子どもが継続してスポーツに取り組める環境づくりが必要です。

事業名	少年団活動への支援	(教育委員会)
概要	スポーツ少年団を育成するために、研修や指導者養成講習会等の情報提供を行い、指導者の養成を図ります。地域の人材を活用し、少年団活動や部活動の充実に努めます。	
実績 (平成25年度)	○スポーツ少年団補助金 12団体 ○体育振興補助金(大会出場費用の補助) 14件 ○スクールバスの運行 全体で2回(管内大会への使用)	
目標	継続して実施します。体育振興補助金は拡充して実施します。	

エ 信頼される学校づくり

保護者や地域住民の参画を得ながら、社会全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」が求められます。

事業名	開かれた学校づくり	(教育委員会)
概要	学校評価、外部評価を行い、地域との協働による学校づくりを進めます。	
目標	継続して実施します。	

オ 幼児教育の充実

幼児教育の充実を図るため必要な措置を講じていかなければなりません。

事業名	幼稚園運営補助	(教育委員会)
概要	私立幼稚園の経営の健全化及び教育環境の維持向上を図り、幼児教育の振興を促進するため、運営補助金を交付します。	
目標	継続して実施します。	

(3) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下の一要因と考えられます。このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供・乳幼児健診や子育ての相談・指導の充実を図り、家庭における養育機能の向上に努めていきます。

また、地域の実情に応じた学校づくりを目指すとともに、学校施設の地域開放に努め、地域・家庭・学校が連携・協力し、地域全体の教育力の向上を図っていきます。

さらに、子育てサークルの育成や子ども会活動の活発化に努めるなど、地域における人と人との結びつきを強めていきます。

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

家庭の自主性を尊重しつつ、地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援します。

事業名	ブックスタート	(教育委員会)
概要	地域のすべての赤ちゃんと保護者に、「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えるブックスタート事業を推進します。「読み聞かせの会」「E本よもう！どらねこ倶楽部」などボランティアの皆さんとブックスタートに取り組んでいます。町民ボランティアと図書館職員が、赤ちゃんへの読み聞かせの方法などを指導し、10カ月健診時に絵本をプレゼントしています。絵本を通して赤ちゃんと保護者が向き合い、あたたかい時間を持つきっかけとなるよう働きかけています。	
実績 (平成25年度)	実施回数：6回 対象児：36人	
目標	継続して実施します。	

イ 地域の教育力の向上

子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが重要です。

事業名	子ども会活動の育成	(教育委員会)
概要	子ども会育成連絡協議会は、町内会子ども会活動の活性化を支援します。各町内会子ども会の連携を図り合同事業を実施しています。	
目標	継続して実施します。	

事業名	学校開放事業	(教育委員会)
概要	池田町における生涯学習の振興のため、学校施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民に開放しています。	
目標	継続して実施します。	

事業名	子ども夢基金	(企画財政課)
概要	子どもたちのふるさとを思う気持ちを醸成し、将来への夢を抱き育むための事業に対し助成を行います。 交流事業や芸術鑑賞など、学校や町内の団体等の活動を支援します。	
実績 (平成26年度)	助成件数：4件（教育委員会主催事業を除く。）	
目標	継続して実施します。	

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

情報化社会の著しい進展に伴い、雑誌、ビデオ、テレビ等のメディアなどによる性や暴力等に関する過激な情報の氾濫や、携帯電話やインターネット等の利用に関係した青少年の犯罪や被害の増加などが問題となっています。

また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、フィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等に努めます。子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健全に育っていくための基盤整備をすすめていくには、子どもの視点や子育て世帯の願いに耳を傾けていくことが大切です。

生活の基本となる住宅・住環境整備については、民間活力の活用も図りつつ、子育て家庭を含む様々な世代構成、収入階層、ひとり親家庭等の子育て家庭が安心して暮らせるよう、持ち家や借家、及び公的住宅、民間住宅などの多様な住宅の供給の方策を検討するほか、公共施設等の緑化を含む自然環境保全・活用や安全な道路交通環境の整備を進め、生活環境の向上に努めます。

また、オムツ替え台付トイレが少ない、ベビーカーの通行に不向きな段差が多いなど妊産婦や乳児とその親が外出する際の障害等を解消するバリアフリー化を推進し、その情報提供に努めます。

(1) 良質な住宅の確保

子育て世帯を支援するため、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。

事業名	住宅の情報提供	(企画財政課)
概要	池田町では、池田町のホームページからアクセスできる「池田町借家情報」を提供しています。今後とも子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供に取組ます。	
目標	継続して実施します。	

事業名	子育て世帯向け住宅	(住宅係)
概要	子育て世帯に配慮した住宅を建設します。	
実績 (平成26年度)	2棟4戸(3LDK)	
目標	平成27年度：2棟4戸(3LDK) 平成28年度：3棟6戸(3LDK) ⇒ 検討中	

(2) 良好な居住環境の確保

子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう住宅の供給支援が必要です。

事業名	ユニバーサルデザイン公営住宅の推進	(建設課)
概要	子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化などの取組を推進し、情報提供に努めます。	
目標	継続して実施します。	

事業名	住宅リフォーム促進奨励金	(企画財政課)
概要	住宅をリフォームし住環境の向上を図るため、奨励金を交付します。	
実績 (平成25年度)	交付件数：64回 (子育て世帯以外の全ての件数を含む)	
目標	子育て世帯の利用は少ないですが、継続して実施します。	

(3) 安全な道路環境の整備

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、バス停、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進します。

また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

高齢社会の到来、障がい者の社会参加のためにも、交通環境の整備を図り、安全・安心で快適な交通弱者のための歩行空間の確保に努めていかなければなりません。

事業名	歩道等整備とバリアフリー化	(建設課)
概要	妊産婦、児童、障がい者、高齢者などが安全に歩行できるよう、歩道等のバリアフリー化を進めていきます。	
目標	継続して実施します。	

事業名	関係機関との協議	(総務課・町民課・建設課)
概要	事故の危険性の高い通学路、交差点において、スピードの出せない道路への改良の検討、関係機関へ信号機の設置等の要請を行います。	
目標	継続して実施します。	

(4) 安心して外出できる環境の整備

子育て社会においても、妊娠期間中の女性や小さな子どもを連れた家族は外出の際、不自由になることがあります。子どもや子ども連れの親たちが安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化が進められる必要があります。

安心して外出できる環境の整備としてバリアフリー化等で子ども連れが外出しやすい環境の整備に努めます。また、公共施設や公衆トイレについても、ベビーベッド等の設置などの子育て世帯に利用しやすい環境づくりに配慮していく事が求められています。

また、我が国の刑法犯認知件数はここ近年、増加傾向にあり、特に、街頭において敢行される犯罪（街頭犯罪）や住宅等に侵入して行われる犯罪（侵入犯罪）が急激に増加しています。そのなかでも、女性や子どもが犯罪の標的にされるケースが急激に増えてきています。犯罪・事故等の被害を未然に防止し、地域において安心して子育てができるよう、防犯環境を整備していく必要があります。

ア 公共施設、公共交通機関、建物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れ等全ての人が安心して外出できるよう道路、公園、公共交通機関、公共施設のバリアフリー化が必要です。

事業名	公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	(建設課)
概要	妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。	
目標	継続して実施します。	

イ 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備が求められています。

事業名	子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	(建設課)
概要	公共施設の改修等にあわせ、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備が必要です。	
目標	継続して実施します。	

ウ 子育て世帯への情報提供

バリアフリーマップの作成や、各種バリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供が求められています。

事業名	子育てバリアフリーマップの作成	(子育て支援係)
概要	各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を検討します。	
目標	実施に向け検討します。	

(5) 安全・安心まちづくりの推進等

犯罪の抑止対策については、町民の自主防犯意識の高揚と地域連帯の強化による自主防犯活動の促進等ソフト面を重点に、「鍵かけ運動」、「あいさつ運動」、「一戸一灯運動」を推進し、相当の成果を収めてきました。これに加え、住居や道路、公園、駐車場・駐輪場等の構造、設備及び配置の整備等犯罪防止に配慮した環境設計による防犯性の向上を図り、ハード面からの対策を推進する必要があります。

事業名	公園の整備	(企画財政課・建設課)
概要	町が管理する都市公園と町内会が管理する児童遊園地があります。 都市公園 12カ所 (うち遊具がある公園 8カ所) 児童遊園地 6カ所 (うち遊具がある遊園地 3カ所)	
実績 (平成26年度)	児童遊園地3カ所、都市公園4カ所の遊具を整備。	
目標	定期的に遊具を点検し、子ども達が安全かつ安心して利用できるように努めます。住民要望のある水遊びが可能な遊園地(総合公園)の整備については、既存の都市公園(清見ヶ丘公園)の再整備を含め、今後検討します。	

5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

これまでは、家庭生活よりも職場生活が優先されてきました。また、職場に進出する女性は増加傾向にありますが、職業生活以外での家事・育児・介護等のほとんどを女性が担ってきたのが現状です。

近年、少子化が進行していますが、その要因として考えられるのは、結婚に対する意識の変化、仕事と子育てを両立することの負担感の増大、子育てに対する不安の増大などを背景とした晩婚化・未婚率の上昇にあると考えられています。また、子育ての経済的・精神的・肉体的な負担からも出生数の減少が考えられています。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事と生活のバランスがとれる多様な生き方を選択できるようになることを目標にするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。このため、職域・地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識の是正のため、国・道・関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発・情報提供に努めていきます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの実施を検討し、働きやすい環境を整えていきます。

育児休業法の施行など、仕事と子育ての両立における制度は徐々に整備されてきておりますが、依然として、男性の育児休業を取得する割合が低いなど、制度の運用面などに課題があり

ます。未就学児童世帯を対象にしたアンケート調査では、育児休業制度を利用したという母親はわずか 13.3%、父親はさらに少ない 2.4%となっています。また、育児休業を取得しなかった理由として母親は「制度がなかった」38.1%が最も多く、父親は「配偶者等が育児を日常的に行える者がいた」51.1%、「仕事が忙しかった」37.8%について「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」20.0%となっています。

仕事をしながら子育てができる環境づくりのためには、事業主や職場の一人ひとりが「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、また、子育ては男女がともに責任を持ち協力して行うものとの認識のもと、男女の固定的な役割分担を見直すよう意識の変革についての啓発等や男性の子育て参画も推進していきます。また、関係機関や企業等との連携・協力のもとに、特に女性では、結婚、出産後の職場復帰や、子育て後の再就職に向けて安心して就業できる環境づくりを推進します。

さらに、子育て家庭が子育て期に適した働き方の選択ができるよう保育サービスの充実を図り、多様な働き方や仕事と生活の調和が可能になる基盤づくりに努めていきます。

6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進が重要です。ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援の提供に努めます。具体的な取組は当計画の各事業を総合的に実施していかなければなりません。

【主に重複する取組】

参照先	第5章 次世代育成行動計画
	1 地域における子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
	2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進・・・・・・ P25

参考：関連する国の対策

少子化対策基本法により内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員に任命された少子化対策会議が平成15年に発足し、平成25年6月に「少子化危機突破のための緊急対策」が会議決定されました。これまで、少子化対策は「子育て支援」と「働き方改革」を中心に進められていましたが、結婚・妊娠・出産の取組が弱いことから、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」が追加され、3つの柱として進めていくことになっています。なお、そこで示された「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」の内容はつぎのとおりです。

- 妊婦・出産に関する情報提供、啓発普及

妊娠・出産等について、適切な時期に正確な情報提供を行い、啓発普及を図ることが重要です。

- 地域の「相談・支援拠点」づくり

地域における相談支援拠点の体制充実が需要です。

● 「産後ケア」の強化

産院退院後の悩みや孤立からもたらされる育児不安等は、第2子以降の出生行動に影響を与えうるといった指摘や、児童虐待の問題にも関わっているとの指摘があります。このため、退院後の母子にできる限り早期の接触を図り、必要な支援につなげることが必要です。

● 地域医療体制（産科・小児医療）の整備

地域の産科・小児医療体制の整備のため、地域医療・医師確保が必要です。

● 不妊治療に対する支援

不妊治療に対する支援の在り方について検討し、その結果を踏まえ支援を進めます。

7 子どもの安全の確保

急速な過疎化・少子化・高齢化・核家族化の進展等により子どもを取り巻く社会環境も変化し、発生する犯罪に子どもが巻き込まれるケースも全国的に年々増加しています。児童・生徒等の登下校における変質者・不審者による被害が報告され、青少年の規範意識の低下により、自ら非行に走ったり、被害に遭ったりするケースがみられます。様々な関係機関の協力を仰ぎながら防犯ネットワークを構築し、情報交換をしながら、犯罪の未然防止、早期対応を図り、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進する必要があります。歩行者やドライバー双方に交通ルールの習得と交通安全啓発が必要です。一方で子どもの連れ去り事件等が身近で起こっており、日常生活の中での子どもの安全確保が求められています。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、池田町生活安全推進協議会を中心に警察・交通安全指導員（セイフティーママ）・池田町地区交通安全協会・学校・PTAなど関係団体等と連携した協力体制の強化を図るとともに、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用、SS（シートベルト装着・交通安全）運動の展開など総合的な交通事故防止対策を推進します。

ア 交通安全教育の推進

参加・体験・実践型の交通安全教育が求められます。

事業名	交通安全教室	(環境生活係)
概要	小学生を対象として、横断歩道の歩行や自転車の運転など、実践型の交通安全教室を行っており、内容の充実に努めます。	
実績 (平成25年度)	実施回数：4回	
目標	継続して実施します。	

事業名	交通安全の確保	(環境生活係)
概要	交通安全週間における街頭啓発などを行います。	
実績 (平成25年度)	実施回数：4回	
目標	継続して実施します。	

事業名	通学路等での見守り活動	(教育委員会・環境生活係)
概要	老人クラブ会員や自発的なボランティアの方による、ふれあい活動（声かけ）の奨励など、子どもの登下校時の、見守り活動に、PTAや安全推進協議会と連携して取組ます。	
目標	継続して実施します。	

イ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底が求められます。

事業名	安全推進協議会への支援	(環境生活係)
概要	池田町生活安全推進協議会は、各種団体・企業等、行政関係で構成されており、地域の実態に即した安全活動の推進、広報啓発活動の推進等、防犯活動を行っています今後も活動を支援します。	
目標	継続して実施します。	

ウ 自転車の安全利用の推進

事業名	自転車の安全利用の推進	(環境生活係)
概要	児童・幼児の自転車乗車時の乗車用のヘルメットの推進し、幼児二人同乗用自転車の普及促進のため安全利用に係る情報提供を行います。	
目標	継続して実施します。	

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

全国的に子どもや女性が被害者となる殺人等の凶悪事件が続発しています。子どもに対する声かけ事案が増加傾向にあります。また、女性を対象とする強姦、強制わいせつ事件等の発生が依然として跡を絶たない状況にあります。

これまで、防犯指導や自主防犯活動への支援等を推進しているほか、事案発生時においては地域住民への情報発信、池田警察署の警察官による街頭活動の強化等の取組が行われてきました。

子どもを犯罪等の被害から守るため、町民の協力のもとに設置している「子ども110番の家」の継続、池田町生活安全推進協議会、警察等からの情報提供を進めます。

事業名	子ども110番の家の充実	(環境生活係)
概要	子どもが不審者から声をかけられたりした場合など、子どもがかけ込むことができる「子ども110番の家」を町民の協力により設置しています。	
実績 (平成25年度)	登録件数：56件	
目標	継続して実施します。	

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、関係機関や団体との連携により、きめ細かな支援をすることが必要です。DV被害者に対する相談業務や、一時保護、カウンセリング等を関係機関と連携し対応していくことが求められています。

事業名	被害にあった子どもの保護の推進	(子育て支援係・教育委員会)
概要	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に対し助言していきます。学校等の関係機関と連携し、きめ細かな支援を進めます。	
目標	継続して実施します。	

8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

近年、離婚の増加等により、母子・父子家庭が増え続けていますが、母子家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な状態であり、自立した社会生活を送ることができるよう支援を進めていくことが必要です。父子家庭に関しても援助の方法等を検討していくことが必要です。

また、障がい児を持つ子育て家庭も、社会的不安を抱えており、障がい児の健全な発達を支援する必要があります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童の虐待防止に取り組む「池田町要保護児童対策地域協議会」の活動をより積極的に推進していく必要があります。

ア 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化

福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、北海道が行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、北海道と連携した取組を進めます。

事業名	池田町要保護児童対策地域協議会	(子育て支援係)
概要	町、学校、児童相談所など子どもに関係する機関が連携して児童虐待の未然防止などの対応を行っています。連絡会議や専門部会での研修を開催するなど関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組めます。	
目標	継続して実施します。	

イ 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが必要です。

また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うためには、様々な関係機関のとの緊密な連携を図るとともに、医療機関と管内市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図る必要があります。

事業名	児童虐待早期発見	(子育て支援係)
概要	妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で生活・子育て環境を把握し、また様々な機会をとらえて児童の状況把握等を行っています。子育て支援の必要な保護者の早期発見・早期支援に結びつくための事業を進めます。	
目標	継続して実施します。	

ウ 社会的養護施策との連携

関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における北海道との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備が求められます。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子・父子家庭等は子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。このため、母子家庭や父子家庭に対する相談指導体制の充実や社会的経済的自立に必要な情報の提供を進めていきます。

また、母子家庭には児童扶養手当制度の周知、母子・父子家庭には保育所の入所、放課後児童クラブの利用に際しての配慮などの各種支援策を推進します。生活の実態に応じた支援に努めます。

事業名	母子父子家庭児童生徒贈与金	(子育て支援係)
概要	母子・父子家庭の児童生徒が小学校の入学、中学校の卒業の時に贈与金を支給し、母子家庭の生活安定と、児童生徒の健全育成を図る。 〔条件〕 町民税所得割課税額 3万円以下 〔支給額〕 1人につき2万円	
実績 (平成25年度)	支給世帯：9世帯	
目標	継続して実施します。	

事業名	相談指導体制	(子育て支援係)
概要	母子・父子家庭の心身の健康上の相談や関係行政機関の相談窓口の紹介など、相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を図ります。	
目標	継続して実施します。	

事業名	保育所及び学童保育所の利用に関する配慮	(子育て支援係)
概要	母子・父子家庭等の児童の仕事の両立や経済的支援を行います。 平成27年度から次の点を改正します。 〔保育所〕 ・保育料算定にみなし寡婦を導入します。 〔学童保育所〕 ・同時入所の児童及び就学援助を受ける家庭に対し、保育料を通常の半額に減免します。	
目標	継続して実施します。	

(3) 障がい児施策の充実等

妊婦・乳幼児期に行われる健康診査は、疾病や疾病のリスクの早期発見の機会として、また、疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会としても重要です。このため、健康診査で身体面の発育不良・視聴覚障害・精神運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては、保健・医療・福祉・教育部門が連携を取りながら専門的立場で対応し、障がいに応じた専門機関のもとで、適切な医療と療育が行われるよう支援体制を充実していきます。

保育所や学童保育所等の障がい児の受入に努めるため、各関係機関との連携を図ります。

事業名	発達障がい児支援事業	(発達支援係)
概要	発達の遅れや障がいなどのある子どもの支援に関わる、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関が連携協力し、乳幼児期から就労期に至る一貫した支援を提供することが重要です。	
目標	継続して実施します。	

事業名	通所療育事業	(発達支援係)
概要	発達支援センターでは、発達に遅れや不安のある幼児、児童、生徒の親子を対象に個別療育を行います。	
実績 (平成25年度)	対象者数：21名 通所回数：延べ347回	
目標	継続して実施します。	

事業名	ことばの発達相談	(発達支援係)
概要	乳幼児検査や就学時健診において、発音検査やことばの発達相談を行います。	
目標	継続して実施します。	

事業名	訪問支援事業	(発達支援係)
概要	子どもセンター、保育所、幼稚園、学校等に通う児童について、当該施設を訪問し、当該施設における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
目標	継続して実施します。	

事業名	障がい児の受入	(保健福祉課)
概要	障がいがある児童でも、教育や保育が受けられるよう、保育所、幼稚園、学童保育所等受け入れに努めていきます。	
目標	継続して実施します。	